

共同体メカニズム研究学会 会則

2025 年 8 月 12 日総会承認により制定

- 第1条 本会は、共同体メカニズム研究学会と称する。
- 第2条 本会は、経済学、経営学、人類学、心理学、倫理学、神経科学、哲学、神学、医学、教育学、老年学、環境学、文学を含むさまざまな学問分野での共同体メカニズムに関連する研究および学際的研究の促進に寄与し、一般公衆に対して教育・啓蒙活動を行うことを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次のことを行なう。
1. 講演会、シンポジウム、パネルディスカッション、セミナー、会議の開催
 2. 他の学会および諸団体との連絡と協力
 3. その他本会の目的を達成するため適当と認める事業
- 第4条 会員は、本学会の目的に賛同し、本会に入会を希望し、会長から承認を得たものとする。ただし特別会員をおくことができる。
- 第5条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1 名
 2. 理事 若干名
- 第6条 会長および理事は総会で決定する。
- 第7条 会長は本会と理事会を代表する。理事は理事会を組織し会務を執行する。
- 第8条 会長と理事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第9条 会長は年一回総会を招集する。ただし必要に応じ臨時総会を招集することもできる。総会はインターネット上で開催することもできる。
- 第10条 本学会則の変更は総会の決議による。
- 第11条 本会の事務所は、当分の間、同志社大学今出川キャンパス良心館 585 号室に置く。